

学習院大学における学籍に登録する学生の氏名に係る申合せ

(趣旨)

第1条 学習院大学（以下「本学」という。）における学籍に登録する学生の氏名（以下「学籍氏名」という。）の取扱いについては、この申合せの定めるところによる。

(学籍氏名)

第2条 学籍氏名は、戸籍に登録された氏名（以下「戸籍氏名」という。）に登録することを原則とする。ただし、第4条に定める申出をした学生については、この限りでない。

- 2 本学は、学籍氏名をもって全ての事務を取り扱う。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める書類等は、学籍氏名ではなく、戸籍氏名を使用する。
 - 一 教育職員免許状申請書類
 - 二 国等の機関の所管する制度等により、戸籍氏名の使用を義務づけられているもの
 - 三 その他学籍氏名を使用することが適当ではないと学生センター所長が判断するもの

(学籍に登録できる文字)

第3条 本学の学籍に登録できる文字は、漢字、ひらがな、カタカナ及びローマ字とする。

- 2 戸籍氏名に本学で取り扱うことのできない漢字が含まれている場合の取扱いについては、別に定める。

(申出)

第4条 戸籍氏名とは異なる氏名（旧姓又は通称名）を学籍に登録したい学生は、第4項に定める添付書類を添えて、学籍に登録する氏名に係る申請書を学生センター教務課に提出しなければならない。

- 2 戸籍氏名とともに戸籍氏名とは異なる氏名を併記したい学生は、前項に定める手続を行わなければならない。
- 3 前項により併記できる氏名は、旧姓に限るものとする。この場合、戸籍氏名の姓と名の間に括弧書きで旧姓を表記するものとする。
- 4 第1項の申出に添付すべき書類は、次の各号のとおりとする。
 - 一 旧姓の使用：戸籍抄本
 - 二 外国籍に係る通称名の使用：住民票の写し（当該通称の記載が確認できるもの）
 - 三 性別違和に係る通称名の使用：医師の診断書（通称名の使用が心理的安全性の観点から相当である旨の所見。診断名・治療内容の記載は要しない。）
- 5 性別違和に係る通称名使用の場合には、学位記及び各種証明書の氏名表記のみ戸籍名とする。

(戸籍氏名と学籍氏名との相違に係る証明)

第5条 戸籍氏名とは異なる旧姓もしくは、通称名を学籍に登録した学生から、本学が交付した文書等（学位記を含む。）と戸籍氏名との同一性について説明依頼があった場合は、学籍に登録されている氏名に係る証明書を交付するものとする。

- 2 前項に定める証明書の内容（通称名を使用していること）以上の説明を提出先より求められた場合は、当該学生自身が説明する義務を有する。

(卒業又は修了後の取扱い)

第6条 在学中に戸籍氏名とは異なる旧姓もしくは、外国籍に係る通称名を学籍に登録した学生の文書等の申請及び交付については、当該学生が卒業又は修了した後においても、学籍氏名により行う。また、性別違和に係る通称名を学籍に登録した学生は、戸籍氏名により行うものとする。

(外国籍学生の取扱い)

第7条 外国籍の学生のうち出身国に戸籍がない場合は、この申合せ中「戸籍氏名」を「出身国に登録されている氏名」と読み替えるものとする。

(担当部署)

第8条 この申合せに関する事務は、学生センター教務課が担当する。

(改正)

第9条 この申合せの改正は、教務委員会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この申合せは、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この申合せは、令和7年11月1日から施行する。